

バーコード表示の推進の必要性について

平成24年3月23日

流通改善懇談会委員

松谷 高顕

村井 泰介

長谷川卓郎

医薬品に商品コード・有効期限・製造番号又は製造記号を含む新バーコード表示をすることの意義は、

①投薬過誤を防止し、医療安全に資すること、

②医薬品の流通経路を的確に把握することによって、正確かつ迅速な回収に資すること、

③医薬品の在庫管理を効率化し、医薬・薬局経営の合理化を図ること、

等であると考える。

医薬品の販売包装単位及び元梱包装単位に任意表示とされている変動情報（有効期限・製造番号又は製造記号）のバーコードでの表示を加えることは、流通段階でのトレーサビリティを確保することであり、これに加えて、処方・調剤包装単位にもバーコードでの表示を加えることにより、製造から患者までのトレーサビリティが完成する。そのことにより、メーカーが出荷してから患者にわたるまでの一貫した安全の確保が図られるものである。そのためには、川上から順次体制を整備する必要があり、日本製薬工業協会と日本医薬品卸業連合会は「流通バーコードに関する合同検討プロジェクト」を立ち上げ、相互理解の形成や現状の把握、課題解決に取り組んでいるところである。

なお、現時点でのメーカーによる任意表示部分のバーコード表示を加えることについての取組状況は、厚生労働省の調査結果（次表）から明らかなように不十分で、バーコード表示率は停滞・低下していることから、医薬品卸が入荷時における文字情報の目視による確認・データ入力等の作業を行う場面において人為的ミスが発生する可能性があり、結果として、製品情報の管理等における正確性を欠くおそれがある。

したがって、医薬品流通安全及び医療安全を図り、国民医療の安全性を確保する観点から、全ての医薬品について、新バーコード表示を推進することが必要であり、改めて関係者の理解と協力を求め、更なる取組を期待したい。

【バーコード表示の進捗状況調査結果】

(厚生労働省調べ。販売包装単位。各年9月末。%)

医療用医薬品 種類	商品コード			有効期限			製造番号		
	H20	H21	H22	H20	H21	H22	H20	H21	H22
特定生物由来製品	76.7	97.1	100	76.7	97.2	100	76.7	97.2	100
生物由来製品	73.8	99.1	99.1	74.5	92.6	99.1	74.5	92.6	99.1
注射薬	79.8	98.9	99.8	11.9	14.1	10.9	11.9	14.1	11.1
内用薬	70.1	89.6	98.8	4.8	4.2	0.6	8.5	4.2	2.0
外用薬	64.9	89.5	98.9	2.7	2.6	0.8	2.7	2.6	0.8
販売包装単位計	—	91.0	99.0	—	7.1	3.9	—	7.1	4.9

※ メーカーにおける販売包装単位へのバーコード表示率。

※ 網掛けは、「医療用医薬品へのバーコード表示の実施について」（平成18年9月15日付け薬食安発第0915002号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）の「医療用医薬品へのバーコード表示の実施要領」において、任意表示とされている情報のバーコード表示率。